

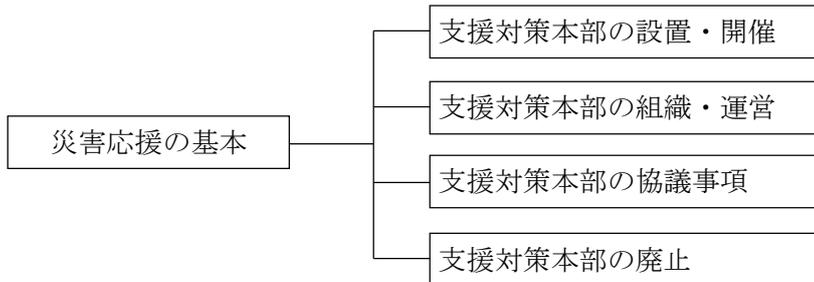
第**5**章

災害応援計画

第1節 災害応援の基本

市域外において発生した大規模災害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して応援を実施する。

【施策の体系】



【実施項目】

担当部署	実施項目
総務部	① 支援対策本部の設置及び廃止 ② 支援対策本部会議に関する事務
各部	① 支援対策の実施 ② 支援対策本部に関する広報の実施

1 支援対策本部の設置・開催

被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、郡上市災害支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を設置することができる。

- (1) 災害時における相互応援協定等を締結している都県市の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災都県市で対処できないものであると判断したとき。
- (2) 市域外において甚大な災害が発生したとき。

2 支援対策本部の組織・運営

- (1) 支援対策本部会議は、市長が主宰し、副市長、教育長、議会事務局長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、環境水道部長、会計管理者、教育次長、消防長、市民病院事務局長及び関係する部局長及びこれらに準ずる職員で市長が命ずる者をもって組織する。
- (2) 支援対策本部会議は、市長が座長となる。
- (3) 支援対策本部会議に関する事務は、総務部総務課が行う。
- (4) 支援対策本部の組織については、第1編第5節「市災害対策本部の組織」に準ずる。

3 支援対策本部の協議事項

支援対策本部の協議事項は、主に以下のとおりである。

- (1) 災害初期情報の収集
- (2) 被災地からの応援要請の有無
- (3) 関係機関からの応援要請の有無
- (4) 応援内容の決定

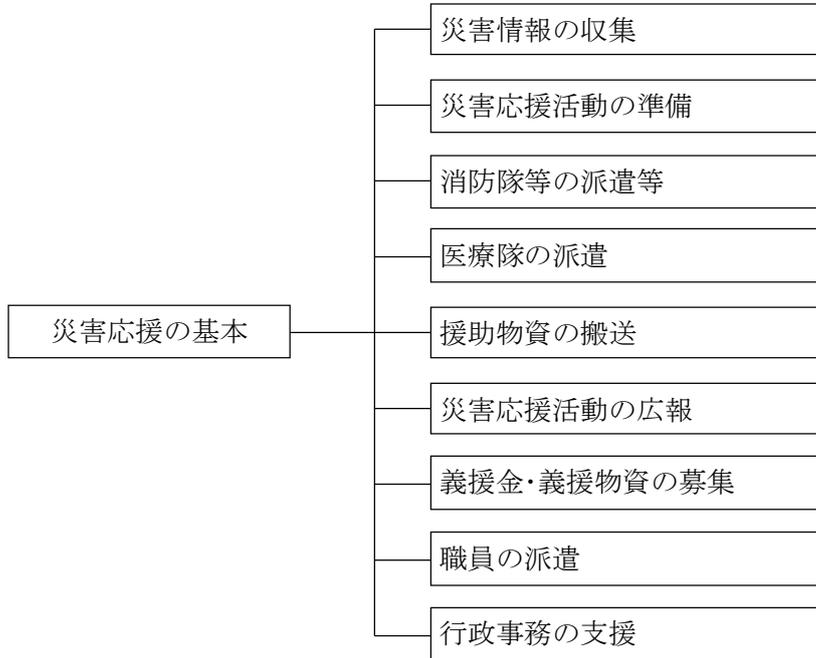
4 支援対策本部の廃止

本部長は、次の場合は、支援対策本部を廃止する。

- (1) 市域外において大規模な災害の発生のおそれなくなったとき。
- (2) 災害応援活動の必要がなくなったとき。

第2節 災害応援活動の展開

【施策の体系】



【実施項目】

担当部署	実施項目
総務部	① 災害情報の収集 ② 支援物資（備蓄品）の被災自治体への搬送
各部	① 災害応援活動の準備 ② 職員の被災自治体への派遣 ③ 支援物資の被災自治体への搬送 ④ 被災自治体における行政事務の支援活動
市長公室部	① 災害応援活動に関する広報の実施 ② 職員の被災自治体への派遣（調整）
健康福祉部	① 義援金・義援物資の募集 ② 医療隊の派遣
消防部	① 消防隊等の派遣

1 災害情報の収集・応援活動の全体調整

支援対策本部を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、総務部総務課は、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行うとともに、応援活動について各部を調整する。

2 災害応援活動の準備

災害応援活動に係る各部及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から対応しなければならない。

また、副本部長は必要があるときは災害応援活動の準備を指示することができる。

3 消防隊等の派遣等

(1) 被災地からの派遣要請

被災地において消防活動に関する応援の必要があり、当該自治体又は消防庁長官並びに岐阜県知事から消防部隊の派遣要請があるときは、速やかに消防隊等を被災地に派遣する。

(2) 消防隊等の派遣

消防隊等の派遣については、「緊急消防援助隊要綱」（平成7年10月30日消防庁長官通知）等により実施する。

4 医療隊の派遣

被災地において災害医療・救護の必要があり、当該自治体から派遣の要請があるときは、速やかに健康福祉部等を中心に医療機関と協議し医療隊を組織し派遣する。

5 援助物資の搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を確保し、被災地に搬送する。

6 災害応援活動の広報

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

7 義援金・義援物資の募集

支援対策本部は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金・義援物資の募集を実施し、被災自治体に送達する。支援対策本部は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会等などにおいて報告する。

8 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。（地方自治法第252条の17）

派遣は、応援と異なり派遣を受ける自治体の併任の身分となり、復旧事業に携わる場合など長期にわたることもあり得る。

9 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

第3節 相互応援協定の発動

県内全市町村において、締結している災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の応援要請又は要請に基づかない自主的な応援活動を実施することができる。

福井県大野市災害時相互応援に関する協定（平成19年1月締結）においては、迅速な応援体制を確立するため、被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行う。（同協定第4条）

災害時における消防相互応援協定においても同様である。

また、各種団体・企業等と締結している災害時協定を援用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

【実施項目】

担当部署	実施項目
総務部・各部	① 災害協定に基づく応援の実施

第4節 被災者の生活支援

市内の福祉施設において、高齢者・障がい者などの被災者（一時避難者含）の受け入れを行うとともに、市営住宅等の提供やホームステイのあっ旋を通して、被災者の生活の場の確保に努める。あわせて、関係機関と連携して生活用品の調達や就学支援などの生活支援を実施する。

【実施項目】

担当部署	実施項目
市長公室部	① ホームステイのあっ旋等
健康福祉部	① 市内の福祉施設における要配慮者等の受け入れ ② 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）
建設部	① 市営住宅等の提供
教育部	① 就学支援